

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当天的翌日  
が休息日  
に当たるときは、  
当日を翌日とする)

## 目次

- ◇告 示 字の区域の新設等 (市町村振興課)
- 字の区域の変更 (シ)
- 字の区域の変更等 (三件) (シ)
- 土地改良法による換地処分 (五件) (農村整備課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百六十五号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更等は、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による小田川地区第二工区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字  
の名称

同上の区域 (平成六年三月九日現在の地番による。)

大字岩常字東宝  
物

大字岩常字砂田二八五の一、二八六の二、二八七の一、二八七の二、二八八の一、二八九から二九一まで、二九二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字岩常字三反田二九三の一、二九三の二、二九四から二九六まで、二九七の一、二九九の二、三〇〇の二、三〇一から三〇四まで、三〇五の一から三〇五の三まで、三〇六から三〇九まで、三一〇の一部、三一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部  
大字岩常字下宝物三一四の一部、三一四の一部、三一四の一部、三一四の二、三一五から三一七まで、三一七の一、三一八の一、三一八の二、三一九、三一九の一、三一九の三、三二〇、三二一の一部、三二二、三二二の二、三二五の二及びこれらと一体をなす国有地

大字岩常字上宝物三二六の一、三二六の三、三二七の一、三二九、三二九の一、三三〇の一、三三〇の二、三三〇の四、三三〇の五及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字岩常字上ミツエ下三三三の四、三三六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三三六の一、三三六の三、三三七と一体をなす国有地の一部

大字岩常字上ミツエ三六六の三の一部及びこれと一体をなす国有地

大字岩常字大京四一五の一部、四一五の一の一部、四一五の二の一部、四一六の一、四一六の二、四一七第一、四一七の二、四一七の三、四一八の一から四一八の三まで、四一九、四二〇、四二一から四二三までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字岩常字西宝物	<p>大字岩常字馬踏四二七から四二九までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩常字片山四四四の一部、四四四の一の一部、四四五の一部、四四六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩常字三反田三一〇の一部、三一一の一部及び三〇九から三一一までと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩常字下宝物三二二の一部、三二三の一部、三二四の一の一部、三二二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩常字上ミツエ三六六の二、三六六の三の一部、三六七の二、三六八次一、三六八の三、三六八の四、三六九の四、三六九の五及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩常字上太夫谷四〇三の三、四〇三の四及び四〇三の二、四〇三の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩常字被塚四〇六の一、四〇六の二、四〇六次一、四〇七、四〇八、四〇九の二、四一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩常字大京四一一の一から四一一の六まで、四一二の一、四一二の二、四一三の一、四一三の二、四一四の一、四一四の二、四一五の一部、四一五の一の一部、四一五の二の一部、四二一から四二三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩常字馬踏のうち四二七から四二九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字岩常字寺谷口四三〇の一から四三〇の三まで、四三一から四三四まで、四三五の一、四三五の二、四四三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩常字片山四四四の一部、四四四の一の一部、四四五の一部、</p>
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

区域を変更する 字の名称	<p>同上の区域（平成六年三月九日現在の地番による。）</p> <p>四四六の一部、四四七、四四八の一から四四八の三まで、四四九、四五〇、四五〇内第一、四五二、四五三及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字岩常字南屋敷四五四の一、四五四の二、四五五、四五六の一、四五八の三から四五八の五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字岩常字砂田	<p>大字岩常字砂田のうち二八五の一、二八六の二、二八七の一、二八七の二、二八八の一、二八九から二九一まで、二九二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字岩常字三反田	<p>大字岩常字三反田のうち二九三の一、二九三の二、二九四から二九六まで、二九七の一、二九九の二、三〇〇の二、三〇一から三〇四まで、三〇五の一から三〇五の三まで、三〇六から三一一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字岩常字下宝物	<p>大字岩常字下宝物のうち三一一、三一一、三一一四の一、三一一四の二、三一一五から三一一七まで、三一一七の一、三一一八の一、三一一八の二、三一九、三一九の一、三一九の三、三二〇から三二二まで、三二三の二、三二五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字岩常字上宝物	<p>大字岩常字上宝物のうち三二六の一、三二六の三、三二七の一、三二九、三二九の一、三三〇の一、三三〇の二、三三〇の四、三三〇の五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字岩常字上ミツエ下	<p>大字岩常字上ミツエ下のうち三三三の四、三三六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三三六の一、三三六の三、三三七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

大字岩常字上ミ ツエ	大字岩常字上ミツエのうち三六六の一、三六六の三、三六七の一、三六八の一、三六八の三、三六八の四、三六九の四、三六九の五及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字岩常字上太 夫谷	大字岩常字上太夫谷のうち四〇三の三、四〇三の四及び四〇三の二、四〇三の三と一体をなす国有地以外の区域
大字岩常字被塚	大字岩常字被塚のうち四〇六の一、四〇六の二、四〇六第一、四〇七、四〇八、四〇九の二、四一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字岩常字寺谷 口	大字岩常字寺谷口のうち四三〇の一から四三〇の三まで、四三二から四三四まで、四三五の一、四三五の二、四四三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字岩常字片山	大字岩常字片山のうち四四四、四四四の一、四四五から四四七まで、四四八の一から四四八の三まで、四四九、四五〇、四五〇内第一、四五二、四五三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字岩常字南屋 敷	大字岩常字南屋敷のうち四五四の一、四五四の二、四五五、四五六の一、四五八の三から四五八の五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字岩常字上五 反田	大字岩常字上五反田のうち七二二の四の一部、七一八の二から七一八の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字岩常字中五 反田	大字岩常字中五反田七二二の一の一部及び七二三の三と一体をなす国有地の一部

大字岩常字下五 反田	七二七の一の一部、七二八の一の一部、七二九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地及び七二三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字岩常字五反田	大字岩常字五反田七九八の四
大字岩常字五反 田	大字岩常字五反田七九八の二、七九八の三
大字岩常字五反 田	大字岩常字五反田のうち七九八の二から七九八の四まで以外の区域
大字太田字大岩	大字太田字大岩のうち七二二の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字太田字大岩	大字太田字大岩のうち七二二の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名  
大字岩常字大京、大字岩常字馬踏

鳥取県告示第二百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による智頭地区第四工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



<p>出</p> <p>二の一部、一五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字岩常字クハイ田二八の二の一部、二八の二の一部、三八から四〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地          大字岩常字三月出のうち四九の二の一部、四九の二の一部、五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字岩常字絹巻五一の一部、五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字土岩常字絹巻</p> <p>大字岩常字カアカ坪二二の二と一体をなす国有地の一部          大字岩常字クハイ田のうち二八の二の一部、二八の二の一部、二九の二の一部、三一の二の一部、三二の二、三三の三の一部、三三の二の一部、三三の三の二の一部、三三の四、三三の五の一部、三八から四〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九の二、三〇の二、三一、三三の二、三三の三、三三の五と一体をなす国有地以外の区域          大字岩常字絹巻のうち五一から六二までの一部、六四の一部、六五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>前</p> <p>大字岩常字横座</p> <p>大字岩常字横座前二から六二までの一部、六五の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字岩常字横座前のうち六六の二の一部、六七の一部、六八の一部、七五の二の一部、七五の三の一部、七五の四の一部、七六の二の一部、七六の三の一部、七七の二の一部、七七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字岩常字土コフ八九の三の一部、八九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>田以後</p> <p>大字岩常字七反</p> <p>大字岩常字七反田以後のうち七八、七九の二、八〇の二、八〇の四、八〇の五、八一の二、八一の三、八一の四、八二の二、八二</p>
<p>大字岩常字土部</p> <p>の三、八二の四、八三の二から八三の四まで、八三の六、八四の二、八四の三、八四の四、八四の六から八四の二〇まで、八五の二から八五の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字岩常字横座前七五の二の一部、七五の二、七五の三の一部、七五の四の一部、七六の二の一部          大字岩常字七反田以後八四の三の一部、八五の三の一部及び八四の三、八五の三と一体をなす国有地の一部          大字岩常字土コフのうち八六の二の一部、八六の二、八六の三の一部、八六の四、八六の五、八七の二の一部、八八の三の一部、八九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字岩常字土部のうち一〇二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字岩常字西境縄手一〇三の二の一部、一〇三の四の一部、一〇三の五の一部、一〇三の七の一部、一〇三の八の一部、一〇七の二の一部、一〇七の三の一部、一〇七の四から一〇七の七まで、一〇八の一部、一〇八第一の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字岩常字境縄手のうち一一四の二から一一四の四までの一部、一一四第一の一部、一一五の一部、一一六の二の一部、二六の二の一部、一一七の二から一一七の三まで、一一八の二の一部、一一八の三の一部、一一八の四、一一九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字岩常字横座二二二の二、二二二の三、二二二の四の一部、二二二の五、二二二の六、二二三、二二五、二二六の二、二二六の二、二二七の六、二三四の二、二三四の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字岩常字七反田以後のうち七八、七九の二、八〇の二、八〇の四、八〇の五、八一の二、八一の三、八一の四、八二の二、八二</p>		

<p>大字岩常字上横座</p>	<p>大字岩常字横座</p>	<p>大字岩常字西境 繩手</p>
<p>大字岩常字クハイ田三三三の二の一部、三三三の二の一部及び三三三の二、三三三の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩常字絹巻六四の一部、六五の一部及びこれらと一体をなす</p>	<p>大字岩常字横座のうち一二二の一から一二二の三まで、一二二の五、一二二の六、一二三、一二五、一二六の一、一二六の二、一二七の六、一二四の二、一二四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字岩常字三月出四九の二の一部、四九の二の一部、五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩常字絹巻五一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字岩常字横座前七六の二の一部、七六の二の一部、七七の二の一部、七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩常字七反田以後七八、七九の二、八〇の二、八〇の四、八〇の五、八一の一、八一の三、八一の四、八二の一、八二の三、八二の四、八三の一から八三の四まで、八三の六、八四の一、八四の三の一部、八四の四、八四の六から八四の一〇まで、八五の一、八五の二、八五の三の一部、八五の四から八五の八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩常字土コフ八六の二の一部、八六の二、八六の三の一部、八六の四、八六の五、八七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩常字土部一〇二の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩常字西繩手のうち一〇三の二の一部、一〇三の四の一部、一〇三の五の一部、一〇三の七の一部、一〇三の八の一部、一〇七の二の一部、一〇七の三の一部、一〇七の四から一〇七の七まで、一〇八の一部、一〇八第一、一〇九の四の一部、一〇九第一、一一二の二、一一三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字岩常字横座のうち一二二の一から一二二の三まで、一二二の五、一二二の六、一二三、一二五、一二六の一、一二六の二、一二七の六、一二四の二、一二四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>前 大字岩常字宮ノ</p>	<p>谷 大字岩常字極手</p>	<p>大字岩常字ハケノ前</p> <p>大字岩常字積坂</p>
<p>大字岩常字極手谷二二四の一部、二二五の一部及び二二四、二二五と一体をなす国有地</p>	<p>大字岩常字極手谷のうち二二〇、二二一の一から二二一の三まで、二二二の一、二二二の二、二二四、二二五、二二六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>国有地</p> <p>大字岩常字横座前六六の二の一部、六七の一部、六八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩常字土コフ八九の三の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字岩常字横座前一二二の三の一部及び一二二の三、一二二の五と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩常字上横座の全域</p> <p>大字岩常字積坂一四二の三及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字岩常字ハケノ前一七五の一、一七五の二の一部、一七六、一七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩常字積坂のうち一四二の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字岩常字カア坪二二の一から二二の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩常字ハケノ前のうち一七五の一、一七五の二の一部、一七六、一七七の二の一部、一七九の一部、一八〇の二の一部、一八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字岩常字極手谷二二〇、二二一の一の一部、二二一の二、二二二の二の一部、二二四の一部、二二五の一部、二二六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字岩常字猪谷 七と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字岩常字猪谷 七と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字岩常字福石 七と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字岩常字小繩 手</p>
<p>大字河崎字境繩 手</p>	<p>大字河崎字南新 屋敷</p>	<p>大字河崎字北新 屋敷</p>	<p>大字河崎字北新 屋敷</p>

五と一体をなす国有地の一部

大字岩常字宮ノ前のうち二二七の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

大字岩常字猪谷二二八の一部及びこれと一体をなす国有地の一部  
大字岩常字小繩手二五六の一の一部、二五六の二の一部、二五七の二の一部、二五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二五と一体をなす国有地の一部

大字岩常字猪谷のうち二二八及び二二八、二二九、二二三三、七四七と一体をなす国有地以外の区域

大字岩常字猪谷二二八の一部及び二二八、二二九、二二三三、七四七と一体をなす国有地の一部

大字岩常字福石のうち二三五から二三七までの一部、二四六の一の一部、二四六の三の一部、二四七の一、二四七の三、二四七の四、二四八の一、二四八の五、二四九の一、二五〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字岩常字鳥居繩手一の三の一部、一の四、二の一の一部、二の二、二の三の一部、三の一の一部、三の二、四の一の一部、四の二の一部、五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字岩常字宮ノ前二二七の二の一部及びこれと一体をなす国有地

大字岩常字猪谷二二八の一部及びこれと一体をなす国有地

大字岩常字福石二三五から二三七までの一部、二四六の一の一部、二四六の三の一部、二四七の一、二四七の三、二四七の四、二四八の一、二四八の五、二四九の一、二五〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字岩常字小繩手のうち二五六の一の一部、二五六の二の一部、二五七の一部、二五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並び

に二五と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字河崎字境繩手のうち五の一、五の二、六の一、六の二、七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字岩常字西境繩手一〇八の一部、一〇八第一の一部、一〇九の四の一部、一〇九第二、一一二の二、一一三の二及びこれらと一体をなす国有地

大字岩常字境繩手一一四の一から一一四の四までの一部、一一四内第一の一部、一一五の一部、一一六の一の一部、一一六の二の一部、一一七の一から一一七の三まで、一一八の一の一部、一一八の二の一部、一一八の三、一一九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字河崎字境繩手五の一、五の二、六の一、六の二、七の一と一体をなす国有地の一部

大字河崎字南新屋敷のうち二七の二の一部、二八の二、二八の四、二八の五の一部、二八の六の一部、二九の一の一部、二九の三の一部、三〇の一の一部、三〇の二、三〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字河崎字北新屋敷六九の一と一体をなす国有地の一部

大字河崎字南新屋敷二七の二の一部、二八の二、二八の四、二八の五の一部、二八の六の一部、二九の一の一部、二九の三の一部、三〇の一の一部、三〇の二、三〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字河崎字北新屋敷のうち六九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字河崎字二本松五〇から五二まで、五四、三〇九、三一〇、三二二と一体をなす国有地の一部

<p>大字河崎字鱸田七〇内第二、七四の一から七四の三まで、七五の一、七五の二、七六の一、七六の二、七六の三の一部、七七の一の一部、七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字河崎字沢田一〇の一、一〇の一の二、一〇四の一、一〇四の二の一部、一〇四の三、一〇九の一部、一一〇の一、一一〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字河崎字ミツ溝三〇八と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字河崎字天井谷三三三、三三五、三三六、三三九と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字河崎字二本松</p> <p>〇、三三二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字河崎字鱸田</p> <p>大字河崎字鱸田のうち七〇内第二、七四の一から七四の三まで、七五の一、七五の二、七六の一から七六の三まで、七七の一、七七の二、七八の一、七八の二、七九の一から七九の三まで、八〇の一、八〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字河崎字中繩手</p> <p>大字河崎字鱸田七六の三の一部、七七の一の一部、七七の二の一部、七八の一、七八の二、七九の一から七九の三まで、八〇の一、八〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字河崎字中繩手のうち八六の一、八七、九九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字河崎字沢田一〇〇の一、一〇〇の二、一〇三、一〇四、一〇四の二の一部、一〇五から一〇八まで、一〇九の一部、一一一の一、一一二、一一三、一一三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字河崎字越路一一二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字河崎字蛇ノ尾一二五の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字河崎字天井谷三三九と一体をなす国有地の一部</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>大字河崎字越路</p>	<p>大字河崎字蛇ノ尾</p>	<p>大字河崎字内宮</p>	<p>大字河崎字内宮</p>	<p>大字河崎字下</p>	<p>大字河崎字溝</p>	<p>大字河崎字谷</p>	<p>大字河崎字ノ尻</p>	<p>廃止する字の名称</p>
<p>大字河崎字井津ノ尻三三二の一から三三二の三までと一体をなす国有地</p>	<p>大字河崎字中繩手八六の一、八七、九九と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字河崎字沢田一〇〇の一、一一三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字河崎字越路一一二〇及び一一二〇から一一二二まで、三三九と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字河崎字蛇ノ尾のうち一二五の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字河崎字内宮守一八一の一、一八一の三、一八一の四、一八二の二、一八三</p>	<p>大字河崎字内宮守一八一の一、一八一の三、一八一の四、一八二の二、一八三</p>	<p>大字河崎字下の一八二の二、一八三以外の区域</p>	<p>大字河崎字溝のうち三〇八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字河崎字谷のうち三三三、三三五、三三六、三三九と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字河崎字ノ尻のうち三三二の一から三三二の三までと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字岩常字クハイ田、大字岩常字土コフ、大字岩常字境繩手、大字河崎字沢田</p>



鳥取県告示第二百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による智頭地区第三工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成六年九月一日現在の地番による。）
大字大屋字岩ヶ 鼻	大字大屋字岩ヶ鼻のうち八の六、九の一及びこれらと一体をなす 国有地の一部並びに二〇、二一の二、二一の三、二一の四、二一 の五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字大屋字下モ 村前	大字大屋字岩ヶ鼻二〇、二一の二、二一の三、二一の四、二一の 五と一体をなす国有地の一部 大字大屋字下モ村前の全域
大字大屋字尾長 谷口	大字大屋字高下八四の一部、八四の一の一部及びこれらと一体を なす国有地 大字大屋字仲田一〇五の二、一〇五の三、一〇五の七、一〇五の 一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字大屋字高平	大字大屋字高平のうち八二から八四までの一部、八四の一の一部、 九七から一〇〇までの一部、一〇三の一部、一〇四の一部及びこ れらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字大屋字仲田	大字大屋字仲田一〇六の七及びこれと一体をなす国有地 大字大屋字上へ仲田一四八、一四九と一体をなす国有地
大字大屋字土居	大字大屋字高平八二、八三、九七から一〇〇までの一部、一〇三 の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字大屋字仲田のうち一〇五の二、一〇五の三、一〇五の七、一 〇五の一〇、一〇六の七の一部、一一三の一、一一三の五及びこ れらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字大屋字上へ 仲田	大字大屋字土居一一三の一、一一三の五及びこれらと一体をなす 国有地 大字大屋字土居のうち一四四次一の一部、一四四次二の一部及び これらと一体をなす国有地以外の区域 大字大屋字矢ヶ市二三〇と一体をなす国有地の一部
大字大屋字矢ヶ 市	大字大屋字高平一〇三の一部、一〇四の一部及びこれらと一体を なす国有地の一部 大字大屋字上へ仲田のうち一四八、一四九と一体をなす国有地以 外の区域 大字大屋字土居一四四次一の一部、一四四次二の一部及びこれら と一体をなす国有地 大字大屋字矢ヶ市のうち二三〇、二三〇の一と一体をなす国有地 の一部以外の区域 大字大屋字樋口二三九の五の一部、二四一の一部、二四一の一及 びこれらと一体をなす国有地の一部

<p>大字大屋字樋口</p>	<p>大字大屋字矢ヶ市二三〇の一と一体をなす国有地の一部 大字大屋字樋口のうち二三九の五の一部、二四一の一部、二四一の一、二四六の一の一部、二四六の二から二四六の五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字大屋字若荷谷</p>	<p>大字大屋字若荷谷のうち二四七の二から二四七の五まで、二四七次一、二四八の二から二四八の五まで、二五〇の二から二五〇の七まで、二五一、二五二の一、二五二の二、二五二次一、二五二、二五三、二五三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字大屋字藤谷口</p>	<p>大字大屋字藤谷口ノ下二五四次二及びこれと一体をなす国有地の一部 大字大屋字藤谷口のうち二五六、二五七の一の一部、二五八の四の一部以外の区域</p>
<p>大字大屋字新田</p>	<p>大字大屋字新田平二六一の一、二六一の四の一部、二六二の一の一部、二六二の二の一部、二六二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字大屋字宝仏</p>	<p>大字大屋字樋口二四六の一の一部、二四六の二から二四六の五まで及びこれらと一体をなす国有地 大字大屋字若荷谷二四七の二から二四七の五まで、二四七次一、二四八の二から二四八の五まで、二五〇の二から二五〇の七まで、二五一、二五二の一、二五二の二、二五二次一、二五二、二五三、二五三の一及びこれらと一体をなす国有地 大字大屋字藤谷口ノ下二五四の二から二五四の一七まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字大屋字稲葉</p>	<p>らと一体をなす国有地の一部 大字大屋字藤谷口二五六、二五七の二の一部 大字大屋字新田平二六〇の二の一部、二六一の二、二六一の三、二六一の四の一部、二六二の二の一部、二六二の三、二六二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字大屋字宝仏の全域 大字大屋字藤谷奥六六九の二 大字大屋字立木口右六七〇の二</p>
<p>大字大屋字谷田</p>	<p>大字大屋字稲葉の全域 大字大屋字谷田三二八の一、三二八の三、三二九の一、三三〇の一部、三三〇の二、三三〇次二の一部、三三一、三三二の一部、三三五の一部、三三六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字大屋字半田セド六四二の三</p>
<p>大字大屋字下カウクロ</p>	<p>大字大屋字谷田のうち三二八の一、三二八の三、三二九の一、三三〇の一部、三三〇の二、三三〇次二の一部、三三一、三三二の一部、三三五の一部、三三六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字大屋字下カウクロ三四〇の一部、三四一の一部、三四二の一部、三四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字大屋字半田セド六四〇の二</p>

大字大屋字岡本	大字大屋字下カウクロ三五二の三、三五二の七
口	大字大屋字岡本口のうち三六六の一、三六六の三、三六六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字大屋字城山ノ下	大字大屋字城山ノ下のうち三九二の四、三九二の五、三九三、三九四の一、三九四の二、三九四の三、三九五、三九六の一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字大屋字枅本	大字大屋字枅本のうち四二三の二の一部、四二四の一の一部、四二四の二の一部、四二四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字大屋字先ハ	大字大屋字枅本四二三の二の一部、四二四の一の一部、四二四の二の一部、四二四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字大屋字半田セド	大字大屋字先ハンの全域
大字大屋字藤谷	大字大屋字半田セドのうち六二四の二、六四〇の二、六四二の三以外の区域
大字大屋字立木	大字大屋字藤谷奥のうち六六九の二以外の区域
大字真鹿野字松ノ木	大字大屋字立木口右六七〇の二以外の区域
大字真鹿野字松ノ木	大字真鹿野字松ノ木のうち三三三の二の一部、三三三の三の一部、三三三の五の一部、三三三の六の一部、三三三の七、三四の一の一部、三四の二、三五の一の一部、三五の二の一部、三五の三、三五の六、三五の七の一部、三五の八及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字真鹿野字長	並びに三三二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
通	大字真鹿野字松ノ木三三三の二の一部、三三三の三の一部、三三三の五の一部、三三三の六の一部、三三三の七、三四の一の一部、三四の二、三五の一の一部、三五の二の一部、三五の三、三五の六、三五の七の一部、三五の八及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三三二の一と一体をなす国有地の一部
大字真鹿野字校田	大字真鹿野字長通四一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字真鹿野字草平	大字真鹿野字校田のうち七一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字真鹿野字草平	大字真鹿野字草平七二の一部、七二の一、七三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字真鹿野字草平	大字真鹿野字北谷合併の一部、七八の一部、五八五の六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字真鹿野字中ノ谷	大字真鹿野字草平のうち七二の一部、七二の一、七三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字真鹿野字北谷	大字真鹿野字中ノ谷のうち七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字真鹿野字北谷	大字真鹿野字校田七一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字真鹿野字北谷	大字真鹿野字草平七二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字真鹿野字北谷	大字真鹿野字北谷のうち合併の一部、七八の一部、五八五の六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

<p>大字真鹿野字土井廻り</p> <p>大字真鹿野字土井廻りのうち一一一の二から一一一の四までの一部、一一一の五から一一一の七まで、一一三の一部、一一三の二以外の区域</p> <p>大字真鹿野字中ソネ</p> <p>大字真鹿野字中ソネ一四四の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字真鹿野字長畑二二四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字真鹿野字中ソネのうち一一四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一一二、一一三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字真鹿野字ホレ一四六の一部、一四七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字真鹿野字奥田一九七の一部、一九八の一部、一九八の一、一九九の一部、一九九の一、二〇〇の一部、二〇〇の一の一部、二〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字真鹿野字小谷二二五の一部、二二七の一部</p> <p>大字真鹿野字長畑二一九から二二三までの一部、二二三の一、二二四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字真鹿野字ホレのうち一四六の一部、一四七の一部、一五七の二の一部、一五七の二次一の一部、一五八の一、一五八の二の一部、一五九の一部、一六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字真鹿野字奥田一八五の一部、一八五の一の一部、一八九の一部、一九三の一部、一九四、一九五の一部、一九六の一部、一九六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字真鹿野字奥田</p> <p>大字真鹿野字ホレ一四六の一部、一五七の二の一部、一五七の二次一の一部、一五八の一、一五八の二の一部、一五九の一部、一</p>
<p>六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字真鹿野字奥田のうち一八五の一部、一八五の一の一部、一八九の一部、一九二の一部、一九二の二の一部、一九三の一部、一九四、一九五の一部、一九六の一部、一九六の一、一九七の一部、一九八の一部、一九八の一、一九九の一部、一九九の一、二〇〇の一部、二〇〇の二、二〇〇の一の一部、二〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字真鹿野字小谷二二二の二の一部、二二五の一の一部</p> <p>大字真鹿野字奥田一九一の一部、一九一の二の一部、二〇〇の一部、二〇一の一部、二〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字真鹿野字小谷のうち二二二の二の一部、二二三の二の一部、二二五の一の一部、二二五の二、二二六の一、二二七、二二七の一、二二八の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字真鹿野字長畑二一九から二二四までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字真鹿野字小谷</p> <p>大字真鹿野字奥田一九一の一部、一九一の二の一部、二〇〇の一部、二〇一の一部、二〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字真鹿野字小谷のうち二二二の二の一部、二二三の二の一部、二二五の一の一部、二二五の二、二二六の一、二二七、二二七の一、二二八の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字真鹿野字長畑のうち二一九から二二三まで、二二三の一、二二四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字真鹿野字土井廻り一一一の二から一一一の四までの一部、一一一の五から一一一の七まで、一一三の一部、一一三の二の一部、一一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字真鹿野字中ソネ二二二、二二三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字真鹿野字小谷二二三の二の一部、二二五の一の一部、二二五の二、二二六の一、二二七、二二七の一の一部、二二八の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字真鹿野字長畑二一九から二二四までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字真鹿野字長畑</p> <p>大字真鹿野字土井廻り一一一の二から一一一の四までの一部、一一一の五から一一一の七まで、一一三の一部、一一三の二の一部、一一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字真鹿野字中ソネ二二二、二二三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字真鹿野字小谷二二三の二の一部、二二五の一の一部、二二五の二、二二六の一、二二七、二二七の一の一部、二二八の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字真鹿野字長畑二一九から二二四までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>



廃止する字の名  
称

大字大屋字藤谷口ノ下

鳥取県告示第二百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による天王原地区の換地処分  
の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成六年十二月二十二日現在の地番による。）
市山字西川	市山字西川のうち五八七の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五八七の一、五八七の五の一部と一体をなす国有地以外の区域
市山字上り登	市山字上り登のうち五九〇の三の一部、五九一の一の一部、五九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
市山字境道	市山字西川五八七の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五八七の一、五八七の五の一部と一体をなす国有地 市山字上り登五九〇の三の一部、五九一の一の一部、五九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九一の二と一体をなす国有地の一部
市山字キノフ	市山字境道六一七の一の一部、六一八の一の一部、六一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 市山字キノフのうち六一九の二の一部、六一九の三の一部、六二二の二の一部、六二二の五、六二三の三の一部、六二四の一部、六二五の一部、六二七の一の一部、六二八の一の一部、六二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 市山字天王六三三の三の一部、六三三の一から六三三の三までの一部、六三三の四、六三三の五、六三五の一から六三五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 市山字坪屋向六三六の一、六三六の二、六三七の一、六三七の二、六三八、六三九の一、六三九の二、六四〇の一部、六四一の一部

<p>及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>金田字下畑中一四三の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一四三の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>朝金字大森四一の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四一の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>朝金字天王四二八の一から四二八の四までの一部、四二九の一の一部、四二九の二の一部、四三〇の二の一部、四三〇の三、四三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三一の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>市山字坪屋向</p> <p>市山字坪屋向のうち六三六の一、六三六の二、六三七の一、六三七の二、六三八、六三九の一、六三九の二、六四〇、六四一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>市山字薬師ノ下</p> <p>市山字薬師ノ下のうち六六〇の一の一部、六六〇の二の一部、六六一の一部、六六三の一部、六六四の一部、六七二の一、六七二の二、六七二の四以外の区域</p>	<p>市山字小森ノ上</p> <p>市山字キノフ六一九の二の一部、六一九の三の一部、六二二の一の一部、六二二の二の一部、六二二の五、六二三の三の一部、六二四の一部、六二五の一部、六二七の一の一部、六二八の一の一部、六二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>市山字坪屋向六四〇の一部、六四一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>市山字薬師ノ下六六〇の一の一部、六六〇の二の一部、六六一の一部、六六三の一部、六六四の一部、六七二の一、六七二の二、六七二の四</p> <p>市山字小森ノ上のうち七二四の一の一部、七二四の六の一部、七二四の九、七二五の一の一部、七二五の四、七二六の一の一部、</p>
<p>市山字羽子ヶ崎</p> <p>市山字羽子ヶ崎のうち七三〇の一の一部、七三〇の二から七三〇の四まで、七三一の一、七三一の二、七三二の一、七三二の二、七三三の一から七三三の三まで、七三四の一の一部、七三四の二、七三七の一、七三七の二、七三七の三、七三九の一、七三九の二、七三九の三、七四〇の一から七四〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>朝金字大森</p> <p>朝金字大森のうち三九七の一部、三九八の二の一部、三九八の三、四〇七の四の一部、四〇七の五、四〇八の三の一部、四一一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>朝金字天王四一八の三から四一八の五までの一部、四一九の一の一部、四一九の二、四一九の三、四二一の一の一部、四二一の二、四二六の二、四二六の三、四二六の四の一部、四二七の一の一部、四二七の二の一部、四二七の三、四二八の二から四二八の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一八の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>市山字天王のうち六三一の三の一部、六三三の一から六三三の三までの一部、六三三の四、六三三の五、六三五の一から六三五の</p>		





廃止する字の名 称	市山字天王	金田字天王	朝金字天王四四三の二の一部、四四四の二の一部、四四四の二の一部、四四四の二の一部及びこれらと一体をなす 国有地並びに四四三の二、四四四の二と一体をなす国有地の一部
		金田字下畑中	金田字下畑中のうち一四三の二の一部、一四七の二から一四七の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四三の二、一四四の二、一四四の二、一四五の二、一四六と一体をなす国有地の一部以外の区域
		金田字ヒノ木	金田字荒神平山一〇六の三の一部、一〇八の一部 金田字荒神平一〇九、一一〇の二、一一〇の二、一一一の二の一部、一一一の二の一部、一一一の三、一二六の二、一二六の二、一二七、一二八の二、一二八の二の一部、一二八の三、一二九の二の一部、一三三の一部 金田字ヒノ木のうち二二二、二二四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
		金田字畑中前	金田字畑中前のうち二五九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
		金田字鳴居	金田字鳴居のうち二二三八の一部、二二三九の一部、二二四五の一部以外の区域

鳥取県告示第二百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る小田川地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る小田川地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る智頭地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る智頭地区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項におい  
て準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法  
第五十四条第三項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業に係る天王原地区の換地  
処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四  
条第四項の規定により告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次